

マイナンバーカードについてのご案内

町庁舎1階のマイナンバーカード相談窓口では、写真撮影や申請書記入案内などのマイナンバーカード申請手続きのお手伝いをしています。ご予約は不要ですので、お気軽にお越しください。

スマートフォンなどを使ってご自宅で申請することもできます。

申請から交付まで1~2ヶ月程度かかりますので、ご希望の方は早めの申請手続きをお願いします。



マイナンバーカードはこんな場面で利用できます♪

例えば… 行政手続きなどでマイナンバーの提示を求められたときも、1枚で二役!

マイナンバーカードは、1枚でマイナンバーの確認と身元確認が同時にできます

マイナンバーを提供する際は、
マイナンバーと本人確認書類が必要です

マイナンバーカードを持っている場合



1枚でマイナンバーの
確認と身元確認が行え
ます。

通知カードの場合(※)



本人確認書類
(運転免許証など)

通知カードのほかに本人確認書類が必要です。

※法律の改正により、通知カードは令和2年5月25日に廃止されました。住所・氏名等の変更や再交付の手続きはできなくなりましたので、ご注意ください。

令和2年5月25日以後は、通知カードに記載されている住所・氏名等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用することができます。

◎通知カードの廃止後に、マイナンバーを証明する書類として使用できるのは以下のものです。

- ▶マイナンバーカード
- ▶マイナンバーが記載された住民票の写し
- ▶通知カード(住所・氏名等が住民票に記載されている事項と一致しているもの)

(例えば、確定申告でもマイナンバーの提示が必要です。詳しくは2月号の確定申告のページに掲載予定です。)

後期高齢者医療制度および国民健康保険の被保険者の皆さまへ

今後は… マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!

令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が始まり、令和5年3月末に概ねすべての医療機関などで利用できる予定です。(専用機器等が導入されていない医療機関・薬局では保険証等が必要です。なお、保険証については、利用開始後もこれまでどおり交付されます。)

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルから事前の登録が必要です。制度の詳細につきましては、厚生労働省・マイナポータルのホームページをご覧ください。

(https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)

※詳細はこちら↓



- 問い合わせ マイナンバーカードについて：下諏訪町 住民環境課 総合窓口係 電話27-1111(内線131・135)
- マイナンバーカードの保険証利用について：下諏訪町 住民環境課 国保年金係 電話27-1111(内線140)